

【 J A プラス L 商品概要説明書】

| | |
|------------------------|--|
| 商品名 | J A プラス L |
| お借入資格 | <p>○給与振込実施者又は予定者（ J A に給与振込口座を指定し、かつ毎月 5 万円以上の給与振込を実施）</p> <p>○ご契約時の年齢が満 20 歳以上であり、契約期限時満 60 歳未満の方。</p> <p>○当 J A の地区内に在住されている方。</p> <p>○ J A（他 J A を含む）との間で他のカードローン取引を行っていない方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p> |
| お使いみち | ○生活に必要な一切のご資金とします。 |
| お借入金額 | ○極度額 10 万円以上 50 万円以内（ご契約額は 10 万円単位）とします。 |
| お借入期間 | ○1 年以内とする。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 59 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 |
| お借入利率 | ○変動金利とします。なお、左記利率には年 1.60%の保証料を含みます。 契約の更新時の借入金利は、その時点での店頭表示金利が適用されます。 |
| ご返済方法 | ○随時返済 随時、当 J A 窓口または A T M から行うことができます。 |
| 利息計算方法 | ○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。 |
| 担保 | ○不要です |
| 保証 | ○当 J A が指定する保証機関（静岡県農協保証センター）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 |
| 苦情処理措置 および紛争解決措置の内容 | <p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、 J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（ J A バンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> |
| その他 | <p>○お借入に関して詳しい内容、お借入利率等については J A 窓口にお問い合わせください。</p> <p>○お申込に関しては、審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> |